

別 紙

1 審査会の結論

日置市長（以下「実施機関」という。）が、平成25年8月28日付けの公文書開示請求に対する公文書一部開示とした決定については、日置市情報公開条例（平成17年日置市条例第15号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当である。

2 異議申立て及び不服審査の経緯

- (1) 本件の異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年8月26日、条例第6条の規定に基づき、実施機関に対し、第5期日置市行政改革推進委員会の公募委員の選考等に係る関係書類の公文書について、開示請求を行ったが、同月28日付けで、実施機関は、条例第7条第1項第1号の個人に関する情報に該当するとの理由で、応募者の氏名、年齢及び性別など特定の個人を識別する情報及び応募者の選考結果などの個人の利益を害するおそれがある情報を除く、同関係書類の公文書一部開示決定（以下「本件処分」）を受けた。

これに対し申立人が同年9月17日、本件処分を不服として、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し異議申立てを行ったので、同月19日、実施機関は、異議申立書中の5項目について、申立人に対し補正命令を行い、同月30日、日置市情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。

- (2) 当審査会における審査手続として、実施機関は、同年10月7日付けで、処分理由説明書（以下「説明書」という。）を提出し、これに対して申立人は、同月15日付けで、説明書に対する意見書（以下「意見書」という。）を提出した。また、申立人は、同月10日に口頭意見陳述の申出、同月15日付けで、補佐人同伴許可申請書を提出したので、当審査会は、同月21日付けで補佐人同伴許可をし、同月31日に口頭意見陳述が行われた。

なお、都合により補佐人は同伴しなかった。

3 審査会の判断

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈し、実施機関が行った本件処分について、実施機関の説明書及び意見聴取並びに申

立人の意見書及び意見陳述の結果、以下のとおり判断する。

(1) 申立人の不服申立てを要約すると、知る権利として、黒塗りの部分を開示してほしいことと、審査委員は、公職の方なので、開示すべきであると主張している。

(2) 実施機関は、条例第7条第1項第1号の個人に関する情報に該当し、応募者の氏名、年齢及び性別など特定の個人を識別する情報及び応募者の選考結果などの個人の利益を害するおそれがある情報として、開示しない理由を説明している。

また、審査委員の氏名については、審査結果が開示されることとなると審査委員に被選考者からの問合せや苦情が寄せられるなど、不当な圧力がかかるおそれがあり、審査委員の心理的負担が増大し、適正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼす情報として、条例第7条第1項第5号の審議、検討等情報に該当すると説明している。

(3) 当審査会は、両者の主張を条例に照らしながら検討した結果、知る権利は尊重されるべきと思われるが、当然に個人情報等を除く、法令の範囲内で、情報公開はなされなければならないと考える。

よって、今回の非開示部分については、実施機関の説明する条例第7条第1項第1号及び同項第5号に該当するほか、同項第6号のエの事務事業情報の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれの情報にも該当すると解され、1の結論とする次第である。

日置市情報公開審査会委員

会長 山本敬生

澤田たみ子

新倉哲朗

松元一昭

森 義久